八王子市障害者日中一時支援事業実施要綱

平成18年10月１日施行

改正　平成19年10月１日
改正　平成20年７月１日
改正　平成21年４月１日
改正　平成22年４月１日
改正　平成25年４月１日
改正　平成31年３月１日
改正　令和３年（2021年）４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第３項に基づき、在宅の心身障害者（心身障害児を含む。以下同じ。）を介護している者（以下「保護者」という。）が、疾病等の事由により、家庭における介護が困難となった場合に、日中一時支援施設において心身障害者を一時的に保護（日中保護に限る）することにより、心身障害者とその保護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業内容）

第２条　八王子市障害者日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）は、日中、障害福祉サービス事業所等において、心身障害者に対する活動の場の提供や見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市長が認めた支援を行うことをいう。

（利用対象者）

第３条　日中一時支援事業の利用対象者は、原則市内に居住する65歳未満の児童又は成人のうち、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険法（平成９年法律第123号）の規定により給付を受けている者を除くものとする。

（１）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第五号により身体障害者手帳１級又は２級と判断されている者

（２）東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者

（３）医師又は臨床心理士等の有資格者の診断書等で発達障害と判定されている者

（利用要件）

第４条　日中一時支援事業は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当する場合において利用することができる。

（１）保護者又は家族の病気、出産又は事故等により一時的に介護がなされなくなるとき。

（２）近親者の冠婚葬祭等により日中保護が必要と認められるとき。

（３）保護者又は家族の休息のため日中保護が必要と認められるとき。

（４）その他市長が特に必要と認めたとき。

（利用申請）

第５条　日中一時支援施設を利用するときは、利用対象者又は保護者（以下「利用者等」という。）が八王子市障害者地域生活支援事業等利用申請書（第１号様式）により、市長に申請するものとする。

（利用決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、日中一時支援事業利用の可否決定を行い、利用を決定したときは、地域生活支援事業等サービス利用決定通知（第２号様式）により利用者等に通知するとともに、地域生活支援事業等受給者証（以下「受給者証」という。）（第３号様式）を交付する。

（利用手続）

第７条　利用者等は、受給者証を日中一時支援施設に提示して利用の申込みをするものとする。

（利用者負担）

第８条　利用者等は、日中一時支援施設を利用した都度、別表第１に定められた利用者負担割合から算出した利用者負担額を日中一時支援施設に支払うものとする。

（支給量）

第９条　日中一時支援施設の利用は日帰り利用に限定し、月56時間利用できるものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

（併用の禁止）

第10条　同じ月内において日中一時支援事業と八王子市在宅心身障害者緊急一時保護事業運営要綱（昭和51年10月１日施行）に定める緊急一時保護の利用はできないものとする。

２　利用者が日中一時支援事業の利用を辞退し、緊急一時保護を利用する場合は、利用者等は八王子市障害者日中一時支援事業利用辞退届（第４号様式）を市長に提出することとする。

（利用辞退）

第11条　日中一時支援事業の利用を辞退するときは、利用者等は市長に申し出ることとする。

（日中一時支援施設）

第12条　日中一時支援施設は、本要綱に定める要件を満たすものとして、市長が審査を行い、適当と認め、協定を結んだ施設をいう。

（施設の設置主体）

第13条　日中一時支援施設の設置主体は、社会福祉法人及ＮＰＯ法人等その他法人格を有するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（施設者の要件）

第14条　日中一時支援施設を運営する設置者の要件は、次に掲げるとおりとする。

（１）日中一時支援施設を経営するために必要な経済的基盤があること。

（２）日中一時支援事業を健全かつ円滑に実行できること。

（３）日中一時支援事業に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがないこと。

（施設の構造及び設備）

第15条　日中一時支援施設の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めるところによるもののほか、採光、換気等利用者の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、次の各号の基準による設備を有していなければならない。

ただし、グループホーム等その他施設に併設して、日中一時支援事業を実施する場合は、次の第

１号のアの基準が専用であるものとする。

（１） 基準設備・面積等

ア 居室

押入れ等の物入れ面積を除き１人当たり３．３㎡以上あること。（介護人等付き添い者が寝食を共にする場合は、介護人等も１人当たり面積に換算する。）

イ 食堂

専用の食堂があることが望ましいが、他の用途室との兼用も可とする。ただし、兼用の場合、社会通念上食堂とするにふさわしくない用途室との兼用は認められない。

ウ 調理室

原則として、日中一時支援施設で調理した食事を提供することとし、調理に必要な設備を備え、衛生上の配慮がなされていること。ただし、やむを得ない場合、調理を適切な者に委託することも可とする。

エ 浴室、便所

利用者が利用する上で支障のない設備を備えること。

オ その他

デイルームなど利用者が自由に利用できる部屋を備えることが望ましい。ただし、食堂等との併用も可とし、やむを得ない場合設置しないこともできる。

（２） 日中一時支援施設を２階以上の階層に設ける場合は、次の全てに適合し、それ以外の場合は、ウ、エに適合すること。

ア 建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物であること。

イ 屋内階段のほか、利用者の避難に適した避難路もしくはこれに準ずる設備または屋外階段が設けられていること。

ウ 消火器等の消火設備を備えること。

エ カーテン等は防炎または難燃性の高い製品を用いること。

（施設職員の配置基準）

第16条 施設職員の配置基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、施設の責任者（以下「施設長」という。）は介護人と兼務できるものとする。

（１） 施設長は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 短期入所事業に３年以上の経験を有する者

イ 身体障害者福祉法附則第41条第１項に規定する身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法附則第58条第１項に規定する知的障害者援護施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する施設において、３年以上（各法による施設を合わせて３年以上を含む。）の勤務経験を有する者

ウ 居宅介護従事者等養成研修課程、または介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に定める訪問介護員養成研修課程修了者

エ 本要綱が制定される以前において、日中一時支援事業と同等の事業と市が認める事業に３年以上の経験を有する者

オ 介護福祉士、社会福祉士、看護師、児童福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の資格を有する者

カ　その他、市長が適当であると認めた者

（２）　介護人は、本要綱が制定される以前において、日中一時支援事業と同等の事業と市が認める事業に１年以上の経験を有する者、居宅介護養成研修課程修了者又は介護保険法施行令に定める訪問介護員養成研修課程修了者が望ましい。また、利用者の介護を適切に行える人数を配置するものとする。

（３）　医師からの指導による医療行為を実施する日中一時支援施設において、医療的ケアを必要とする利用者がいる場合は看護師を配置する。

（４）　職員のうち、１人以上は常勤の雇用者とする。ただし、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害者（児）施設に併設させ、同施設の職員が、日中一時支援事業を兼務する場合は、常勤の雇用者がいるものとみなす。

（５）　職員は、日中一時支援施設以外の業務を兼務することができる。

（施設の定員）

第17条　日中一時支援施設の定員は、１人以上で、かつ１人当たりの基準面積を確保できる人数までとする。

（日中一時支援施設の認定申請）

第18条　日中一時支援事業を行うものは、八王子市障害者日中一時支援事業所認定申請書（第５号様式）により申請するものとする。

（認定・協定）

第19条　市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、審査を行い、本要綱に定める要件を満たすものとして適当と認めた場合は、その者と八王子市障害者日中一時支援事業協定書（第６号様式）を取り交わすものとする。

（変更の届出）

第20条　日中一時支援施設は、次のいずれかに該当するときは、速やかに八王子市障害者日中一時支援事業所認定（変更・廃止）届（第７号様式）により市長に届け出なければならない。

（１）代表者の氏名、所在地等申請書の記載内容に変更があったとき

（２）日中一時支援事業を廃止するとき

（遵守事項）

第21条　日中一時支援施設は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、介護人の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　日中一時支援施設は、介護人の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

３　日中一時支援施設は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者等に対して事前の説明を行わなければならない。

４　日中一時支援施設は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の保護者に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

５　日中一時支援施設は、介護人、会計、利用者へのサービス提供等に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。

６　日中一時支援施設及びその介護人は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

７　利用者等から実費負担として徴収できるのは、食費、光熱水費及び利用者の利用期間中の日中生

活を賄うために必要な経費の実費相当額とし、社会通念上許容される範囲内とする。

（請求）

第22条　日中一時支援施設は、別表第２に定める報酬額から第８条の規定により徴収した利用者負担額を差し引いた額を、原則としてサービスを提供した月の翌月10日までに、八王子市障害者日中一時支援事業給付費請求書（第８号様式）に八王子市障害者日中一時支援事業サービス提供実績記録票兼明細書（第９号様式）を添えて市へ請求するものとする。

（日中一時支援事業所認定の取消し等）

第23条　日中一時支援施設が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は事業所の認定を停止又は取消すことができる。

（１）　日中一時支援施設が、第14条から第16条に定める日中一時支援事業の要件及び設備、配置基準に従って適正な日中一時支援事業の運営をすることできなくなったとき。

（２）　第21条に定める事項に違反したと認められるとき。

（３）　前各号に掲げる場合のほか、市長が適正な事業の実施が困難であると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により事業所の認定を停止又は取消すときは、八王子市障害者日中一時支援事業所認定（停止・取消）通知書（第10号様式）により当該事業所に通知するものとする。

（委任）

第24条　この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成18年10月１日から適用する。

２　第15条の規定にかかわらず、施行令第17条第１項第２号及び第３号（市都民税非課税世帯）に該当する者が利用した場合は、算出額の百分の九十五に相当する額と利用月の利用単位数により算出した額を支払うものとし、また第15条第１項に規定する利用者負担割は報酬額の５％とする。この規定は平成21年３月31日限り効力を失う。

附　則

１　この要綱は、平成19年10月１日から適用する。

２　第13条第１項の別表１の市町村民税非課税世帯の利用者負担割合を５％とする規定については、平成21年３月31日限り効力を失う。

附　則

１　この要綱は、平成20年７月１日から適用する。

２　別表第１の利用者負担割合を決定する世帯は、18歳以上については、本人及び配偶者とし、18歳未満については世帯員の市民税所得割額の合計額とする。

附　則

１　この要綱は、平成21年４月１日から適用する。

２　第１３条第１項の別表１の市町村民税非課税世帯の利用者負担割合を５％とする規定については、平成２２年３月３１日限り効力を失う。

附　則

１　この要綱は、平成22年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附　則

1　この要綱は、平成31年３月１日から施行し、平成30年９月１日から適用する。

附　則

1　この要綱は、令和３年（2021年）４月１日から適用する。

別表第１

区分	市町村民税の課税状況	利用者負担割合
1	市町村民税世帯非課税者又は被保護者等	０％
2	利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者（利用者が 18 歳以上の場合にあっては、その配偶者に限る。）について、利用登録の決定のあった月の属する年度（利用登録の決定があった月が４月から６月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額が 16 万円未満（当該障害者が 18 歳未満の場合にあっては、28 万円未満）であるもの	５％
3	上記以外の者	１０％

備　考

1　市町村民税世帯非課税者又は被保護者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）第 17 条第４号中「支給決定障害者等」とあるのを「利用者」と、「支給決定障害者等（法第 19 条第１項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（20 歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（20 歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)」とあるのを「利用者が 18 歳以上の場合」と、「指定障害福祉サービス等」とあるのを「利用登録の決定」と読み替えたときに、同号に掲げる区分に該当する者をいう。

2　所得割の額とあるのは、政令第 17 条第２号イに規定する所得割の額をいう。

3　前項の所得割の額を算定する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 26 条の３を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者（利用者が 18 歳以上の場合にあっては、その配偶者に限る。)」と読み替えるものとする。

別表第２

	一般施設	発達障害・重症心身障害者（児）	重心施設
報酬額	1,000 円／時間	1,200 円／時間	2,000 円／時間
医療的ケア加算	登録施設　1,800 円／時間 （通常の人員配置以外に看護師を一時的に雇い、医師の指導に基づく看護をおこなった場合）		